

特別免許状の授与に係る教育職員検定に関する審査基準

香川県教育委員会

制定年月日 平成30年10月1日

特別免許状の授与に係る教育職員検定においては、次の2点について確認を行う。

1 授与候補者の教員としての資質の確認

(1) 教科に関する専門的な知識経験又は技能（教科に関する専門分野に関する職業等の従事経験について、次の2点のいずれかに該当することを確認する。）

- ① 学校（学校教育法第1条に規定する学校）又は「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」（平成26年6月19日文科科学省初等中等教育局教職員課。）第2章の第1節第1項①イ～ハに掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたり概ね600時間（授業時間を含む勤務時間）以上あること。
- ② 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（企業、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上あること。

(2) 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見（次の①及び②の方法により確認する。）

- ① 授与候補者が提出した人物に関する証明書1通以上（勤務予定校以外の日本の学校における学校活動実績がある場合には、当該校の設置法人の役員や校長等管理職による証明書を必ず含む。）の内容評価
- ② 本人の申請（志願）理由書

2 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認

「特別免許状の授与に係る意見聴取実施要領」に定める学識経験者による意見聴会において面接を実施し、授与候補者の教員としての資質について確認する。